



監査結果公告第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果に関する報告及び意見を同条第9項及び第10項の規定により、次のとおり公表します。

令和2年度定期監査（前期）の結果について

令和2年12月25日

東かがわ市監査委員 楠 田 敬

東かがわ市監査委員 三 好 良 治

東かがわ市監査委員 中 川 利 雄

令和2年度

定期監査（前期）報告書

東かがわ市監査委員

本報告書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき行った監査の結果を、同条第9項の規定により東かがわ市議会及び東かがわ市長並びに東かがわ市教育委員会に報告するものである。

令和2年12月

東かがわ市監査委員	楠	田	敬
同	三	好	良
同	中	川	利
			雄

目 次

		頁
第 1	基準に準拠している旨・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第 2	監査の種類・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第 3	監査の対象・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第 4	監査の着眼点・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第 5	監査の主な実施内容・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第 6	監査の実施場所及び日程・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第 7	監査の結果・・・・・・・・・・・・・・・・	2
1	教育委員会（子育て支援課）・・・・・・・・	3

第1 基準に準拠している旨

監査委員は、東かがわ市監査基準に準拠して監査を行った。

第2 監査の種類

定期監査(地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定による監査)

第3 監査の対象

教育委員会

子育て支援課(引田こども園、大内こども園、丹生こども園、本町幼稚園)

第4 監査の着眼点

有効性、効率性、経済性、法規性、実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性、表示等の妥当性等

第5 監査の主な実施内容

令和2年4月1日から令和2年8月31日までに執行した財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理等について、実査、立会、確認、証憑突合、帳簿突合、計算突合、分析的手続、質問、観察、閲覧等の手法により、効果的かつ効率的に十分かつ適切な監査の証拠を入手して、主に現金の取扱い・保管及び通帳管理を中心に監査を実施した。

第6 監査の実施場所及び日

監査期日	対象部課	実施場所
令和2年10月20日(火)	子育て支援課 ○丹生こども園	・丹生こども園 職員室
令和2年10月21日(水)	子育て支援課 ○大内こども園	・大内こども園 会議室
令和2年10月22日(木)	子育て支援課 ○引田こども園	・引田こども園 会議室
令和2年10月23日(金)	子育て支援課 ○本町幼稚園	・本町幼稚園 会議室

第7 監査の結果

監査した結果としては、財務に関する事務の執行及び経営に係る施設の管理について、関係諸帳簿、証拠書類等の照合等により監査したところ、全般的に概ね適正であったが、一部において、改善等を要する事項が見受けられた。具体的な各事項は、次表のとおりである。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努められたい。

なお、この監査結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項に、基づきその旨を通知されたい。

実施対象別の定期監査（前期）の改善等を求める事項の件数一覧表

項目	実施対象					
	丹生 こども園	大内 こども園	引田 こども園	本町 幼稚園	総括	計
1 指摘事項	—	—	—	—	—	
2 注意事項	—	—	—	—	—	
3 検討事項	1	1	1	1	1	5
4 要望事項	—	—	—	—	1	1

備考

- 1 指摘事項とは、違法又は不当な事項で是正すべきもののうち重大なもの
- 2 注意事項とは、違法又は不当な事項で是正すべきもの、その他適性を欠く事項で是正すべきもの
- 3 検討事項とは、事務の執行、事業の管理状況等について、効率性、経済性又は有効性の観点から改善に向けた検討を求めるもの、その他法令、基準等には違反しないが、事務処理上改善に向けた検討を求めるもの
- 4 要望事項とは、制度、組織等に関する課題のうち、特に要望する必要があると認められるもの

1 教育委員会

(1) 子育て支援課（丹生こども園）

検討事項	
1	<p>現金の取扱い・保管について</p> <p>集金袋の運用について、毎月の給食費と併せて保護者会会費及びなかよしリズム費の合計金額を集金袋に表記し、現金を取り扱っているが、合計額には表記以外の金額が加算され表示金額個々の合計金額と一致していない月が見られた。</p> <p>監査の結果、集金額に間違いは無かったが、以後は、総金額の内訳はすべて表記するようにされたい。</p> <p>また、年度末には、領収書として集金袋を保護者に返還するのであれば、園側に記録が残るよう、園の控え資料として写しを保管するよう検討されたい。</p> <p>また、市 PTA 会費等は通帳を通さず保護者が直接支払った形にしているが、後日、経過が明確になるよう記帳などの検討をされたい。</p>

(2) 子育て支援課（大内こども園）

検討事項	
1	<p>現金の取扱い・保管について</p> <p>現金の取扱いとして、給食費、なかよしリズム、PTA 会費等を園が管理しており、監査の結果適正に処理していることが確認できた。</p> <p>しかし、これを管理するための金銭出納簿の資料が分かりづらいものになっているため、各学期ごとや月ごとなどに資料を整理し、確認しやすい資料に改善するよう検討されたい。</p> <p>また、併せて確認済みの箇所には、確認者の検印を押すなどチェック体制の構築に努められたい。</p>

(3) 子育て支援課（引田こども園）

検討事項	
1	集金袋の管理について
	集金袋の管理について、毎月の給食費の領収は、集金袋に領収印を押印し、年度末に保護者に対し、集金袋を領収書として返還しているが、後々のトラブルの防止のためにも園側に記録が残るよう、園の控え資料として集金袋の写しを保管するよう検討されたい。

(4) 子育て支援課（本町幼稚園）

検討事項	
1	通帳の管理について
	園関係の通帳に、公金のほかそれ以外の PTA 会費等の預金が混在しており、出納簿と通帳の突合せが困難な状況にあった。 それぞれの出納簿毎に通帳を作り出納簿と通帳の残高を突合し管理することが望ましいが、何らかの事情により出納簿毎の通帳の作成が困難である時は、出納簿と通帳の突合せが容易に確認できる方法を検討されたい。

総括（各園対象）

検討事項	
1	領収書としての集金袋の返還について
	保護者から集金した給食費、PTA会費、その他の費用の領収書として、集金袋が利用されているが、領収金額の内訳が明確でなく、それぞれの園で集金袋の形態も異なっている。明確な領収書を保護者に発行できるよう、統一した集金袋の形態を検討されたい。

要望事項	
1	<p>教材選定の決裁記録について</p> <p>教材の選定については、前回定期監査において「教材の決定に際して、対外的に説明ができるように、決裁の記録を残すように努められたい。」との意見を付したが、各園の決裁の記録の形式、内容にばらつきが見られ、選定内容が判然としないものもあった。対外的に説明できるよう、統一的な選定決裁記録の様式を策定し、各園が使用することを要望したい。</p>